

産業廃棄物収集運搬業許可証

新潟県長岡市要町一丁目6番30号

新潟環境開発 株式会社

代表取締役 星野 保

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花 角 英 世



許可の年月日 令和 3年 1月22日

許可の有効年月日 令和 8年 1月18日

1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を含む。）

廃プラスチック類、紙くず、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、金属くず、ばいじん（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

動植物性残さ（以上、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

・積替え又は保管を行う場所の所在地

新潟県小千谷市大字岩沢字田代4247番1

・積替え又は保管を行う場所の面積及び産業廃棄物の種類

燃え殻（3㎡）、汚泥（3㎡）、廃油（3㎡）、廃酸（3㎡）、廃アルカリ（3㎡）、廃プラスチック類（7㎡）、紙くず（3㎡）、木くず（3㎡）、繊維くず（3㎡）、ゴムくず（1㎡）、金属くず（2.6㎡）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（2.6㎡）、がれき類（2.6㎡）、ばいじん（3㎡）、混合産業廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）（6㎡）（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、石綿含有産業廃棄物（6㎡）、

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等（3㎡）

・積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

燃え殻（0.4m³）、汚泥（0.4m³）、廃油（0.144m³）、廃酸（0.2m³）、廃アルカリ（0.2m³）、廃プラスチック類（6m³）、紙くず（2m³）、木くず（2.8m³）、繊維くず（2.8m³）、ゴムくず（1m³）、金属くず（2.8m³）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（2.8m³）、がれき類（2.8m³）、ばいじん（0.4m³）、混合産業廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）（6m³）

（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、石綿含有産業廃棄物（2m³）、

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等（1.44m³）（以上、容器内）

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・変更許可年月日 平成 9年 9月24日
(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、建設廃材、ばいじんの追加)
- ・更新許可年月日 平成13年 1月19日
- ・更新許可年月日 平成18年 1月19日
- ・変更許可年月日 平成22年10月25日
(積替え・保管の追加)
- ・更新許可年月日 平成23年 1月19日
- ・更新許可年月日 平成28年 1月19日
- ・変更届出年月日 平成29年12月 1日
(積替え・保管に関する変更)
- ・変更届出年月日 平成30年 9月21日
(代表者の変更 旧 星野 實)
- ・更新許可年月日 令和 3年 1月22日

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

(令和 3年 1月22日 更新許可)